令和3年第2回北海道議会定例会「予算特別委員会・建設部所管」開催状況

開催年月日 令和3年6月25日(金) 質 問 者 日本共産党 宮川 潤 委員 担 当 部 課 建設部住宅局住宅課

質 答 問 要 旨 弁 要 旨

二 道営住宅について

(一) 白樺、栄通、宮下東の3団地の問題について

1 概要について

白石区内の白樺団地、栄通団地及び旭川市のであえーる 宮下東団地の入居者から、苦情があったと伺っておりま す。 その概要を伺います。

2 3団地の問題の対処について

いずれも修繕が必要であり、速やかに対処すべきですけ れども、どう対処しますか。

3団地の対応に時間を要した理由について

指定管理者が速やかに親切に対応するというのが第一で あると思います。白樺団地、栄通団地の例では、最初の苦 情受付から1年半あるいは半年経過しています。どうして 時間がかかったのか伺います。

(二) 指定管理者について

苦情・対応等の記録について

事務の引き継ぎが行われなかったですとか、連絡が取れ なくなったなどと、いうことでしたけれども、事務の引き継ぎであれば、記録がしっかりしているかどうかという問 題ですし、連絡が取れなかったということであれば、手紙 などを置いてくるだとか方法はいくらでも考えられると思 うんです。

指定管理者では、苦情・相談を受け付けた場合、その受 付からその後の対応の記録がなければ、住宅管理を後で検 証するということが出来なくなります。

また、記録されていれば人事異動による引継ぎのミスや 失念の防止が可能ではないですか、今後改善するべきこと だと思いますがいかがですか。

2 振興局等への報告と指示について

記録をつけることと、苦情相談その他必要なことについ て、振興局に、あるいは重大なことは本庁建設部に報告し て、指示を仰ぐと、こういうことを徹底すべきではないで すか。

○住宅管理担当課長 太田 禎章

問い合わせの概要についてでありますが、札幌市内の 白樺団地については、令和2年1月頃に天井からの漏 水、栄通団地については、令和2年12月頃に結露により壁の汚損、旭川市内のであえーる宮下東団地については、今年の2月頃に外部のバルコニー天井につららがで きたとの連絡がそれぞれ入居者から指定管理者にあった ところでございます。

○住宅管理担当課長 太田 禎章

問い合わせへの対応についてでありますが、白樺団地 では、天井からの漏水であったため、現地調査を実施の うえ、応急的な措置を行ったのち、経過観察としたところでございます。

栄通団地については、壁の結露が酷いということであ ったため、結露防止の観点から積極的に換気を行うこと や水滴を拭き取るなどして、経過観察していただくよう 入居者に依頼しているところであり、両団地とも原因な どを今月中に改めて調査をし、その状況を踏まえ、修繕することとしているところでございます。

また、であえーる宮下東団地については、つららの発 生原因の可能性のある該当箇所への補修を行いながら、 その原因を特定する予定でございます。

○住宅管理担当課長 太田 禎章

指定管理者による入居者への対応についてであります が、白樺団地では、応急措置を行ったのち経過観察をす ることとしたところではありますが、指定管理者におい て事務担当者の引継ぎが適切に行われなかったこと、ま た、栄通団地では、入居者からの連絡を受け、対処方法 などを説明し、経過観察することとしたところではあり ますが、その後、入居者との連絡が長期間取れなかった こと、などの理由で、修繕等の対応まで時間を要してい るものと聞いているところでございます。

○住宅管理担当課長 太田 禎章

管理業務の記録についてでありますが、指定管理者は 道営住宅を適切に管理するため、自ら指定管理業務の遂 行状況を把握する目的から、入居者からの苦情・相談対 応の内容を記載した業務日報を作成することとなってい るところでございます。

道といたしましては、この度の事案を踏まえ、当該指 定管理者に対し、改めて日報に苦情・相談対応について も記載するよう指導したところであり、今後、このよう な事案が発生しないよう、他の指定管理者へも同様に周 知徹底を図ったところでございます。

○住宅管理担当課長 太田 禎章

指定管理者から道への報告についてでありますが、指 定管理者は、入居者からの苦情・相談や修繕の実施状況 などについて、四半期毎にその件数をとりまとめ、振興 局に報告することになっているところでございます。

また、水漏れ等の発生により、他の入居者への被害が あった場合など、その影響が大きい事案については、速

3 指定管理者、振興局、本庁等の役割分担について

団地には管理人がいて指定管理者があって振興局があって本庁建設部もあるということになります。大変複雑に思われますけれども、役割分担について今一度明らかにしてください。

4 指定管理者から振興局等への連絡について

ただいま問題にしております3か所の団地について、速やかに改善しなかったというのは、指定管理者の対応の問題があると考えますけれども、振興局や必要によっては本庁が管理・指導していれば 速やかに改善できたんではないかと思います。今後の改善について伺います。

(三) 改善について

1 改善内容について

今まで修繕のことでしたけれども、今度は少し大規模な 工事で道営住宅のいわゆる改善工事についてでありますけ れども施工後何年した後にこの改善工事を実施するように なっておりますか。

2 改善計画について

答弁のあった改善工事は入居者からも待たれている内容だと思います。それを計画的に進めていくべきだと考えます。しかし、何年後にどの団地で実施するという計画や見通しが示されていないんですよ。また、一つの団地、何棟もありますから、その団地の中で工事が始まって、例えば10棟あるとしたら、1棟2棟3棟まで工事をしたと、次の年は4棟5棟やったと、次の年6棟に工事が行くかと思ったらそこでピタリと止まって工事が進まないと、そういう例もあります。見通しをもって計画的に実施すべきではありませんか、伺います。

3 改善計画の策定について

全道的見地・総合的判断というのは、結局分からないんですよ。全道的ではあっても計画的でない。こういうことなんじゃないかと私は思いますよ。例えば配水管などは一定の年限が経た場合に交換すべきものだというふうに思いますし、外壁の場合もこれは外からの影響と。例えば積雪があるから凍結の具合など。そういったこともあるけれども、しかし一定の年限をもってやっぱり改修のめどをもっていくべきだというふうに思いますよ。

まず第1番目に、建物を長く維持させるためには計画的に住宅改善を行うべきでだということです。

第2番目には、受水槽やエレベーターの設置を含めて、 入居者の住環境の観点からも一定の期間での住宅改善とい うのが待たれています。

第3番目に、住宅改善には多額の費用を要するために、

やかに指定管理者は振興局へ報告し、振興局は建設部と その対応を協議したうえで、指定管理者に指示している ところでございます。

〇住宅管理担当課長 太田 禎章

指定管理者などの役割についてでありますが、道では、道営住宅を適正かつ円滑に管理するため、北海道営住宅条例などに基づき、指定管理者を指定し、所管する振興局が指定管理者と協定を締結し、必要な指示や助言を行いながら管理・監督しているところでございます。

また、指定管理者は、入居者の公募や選考、家賃等の 収納業務、住戸の修繕業務のほか、必要に応じ、入居者 の窓口として管理人を設置し、包括的に道営住宅を維持 管理しているところでございます。

○住宅局長 細谷 俊人(住宅課)

今後の対応についてでありますが、この度の事案は、 指定管理者が、入居者からの苦情・相談対応の内容につ きまして業務日報を適切に作成していなかったこと、併 せまして事務の引き継ぎが十分に行われなかったことな どの理由により修繕等の対応まで時間を要したものと認 識しております。

道といたしましては、全ての指定管理者に対しまして、改めて日報の適切な作成などについて周知したところであり、今後とも指定管理者自らが業務の遂行状況を 把握し、適正に維持管理を行うよう徹底してまいります。

〇住宅課長 影山 友規

改善工事の内容などについてでございますが、道では、外壁や屋上防水の改修など長寿命化や、オイルサーバーの設置などの居住性向上に向けた改善のほか、団地の立地や経過年数、住棟の形状などを勘案し、3階建て以上でエレベーターが未設置である住棟へのエレベーター新設工事などを行っております

改善工事に当たっては、建設年度のほか、劣化の程 度、設備の設置状況などを踏まえ、実施しておるところ でございます。

〇住宅課長 影山 友規

改善事業の実施についてでありますが、道では、現在、約2万2千戸の道営住宅を管理しており、これらストックの良質な維持保全に向けて、定期的な点検を通じて、建物の状況を把握し、日常的な修繕を行っております。それとともに、限られた財源の中で、緊急性、必要性などを検討しながら、全道的な見地から総合的に判断し、改善工事を実施しております。

○建築企画監 長浜 光弘(住宅課)

改善事業についてでございますが、道では、これまで も長寿命化や居住性の向上を図るため、入居者の状況な どを踏まえ、それぞれの工事の緊急性、必要性を判断し て、改善工事を実施してきているところでございます。

また、工事の実施が具体化した段階で、団地の代表者の方々に、その概要をお知らせしたのち、工事を行う住棟の入居者の方々に具体的な施工内容や日程などを説明しているところでございます。

道といたしましては、今後、施工時期を含めた団地全体の計画などを、団地の代表者の方々を通じて、入居者の方々にできるだけ早くお知らせするとともに、計画が変更となった場合には、速やかに説明を行うなど、改善工事の着実な実施に努めてまいります。

多数の住宅を一度に改善するということは、財政的にもな かなか難しいことですから、計画を立てて、工事を平準化して行っていくことが合理的だというふうに考えます。

以上の3点の理由から、計画的改善を進めるべきですけ れども、これまで「全道的見地・総合的判断」で改善工事 を実施していると答弁されてきましたが、現在の道住の改 善工事は、直前にならないと工事があるかどうかもわから ない、団地の途中まで進んできた工事が、ある年になって 止まる。こういうやり方が「全道的見地・総合的判断」と 言えるんでしょうか。入居者に見通しと安心を与える改善 工事のあり方を検討すべきではありませんか、見解を伺い

今までとは少し変化があるのかなという期待を持ちまし た。早くお知らせをするということですけれども、問題は 工事の実施が具体化した段階でということでありまして、 私は計画段階で、まずはしっかりと計画を持つこと、それ が一番大事だと思います。ぜひ、その点留意して進めてい ただきたいと思います。

(四) 同性パートナーへの対応について

1 入居の現状について

次に同性パートナーの道営住宅への入居などの対応につ いてであります。同姓パートナーの入居について認めるべきと考えますが、現状の取り扱いを伺います。

2 条例上の取り扱いについて

道営住宅の入居資格は、条例第6条第1号で、「現に同 居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていな いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)」とし ています。

まず1点目ですが、「婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者」とは、どういう者です

2点目ですが、同居する者の性別について、条例上の規 定はありますか。

第3点目、公営住宅法では、同居親族の要件はどう規定 されています。以上伺います。

3 入居の阻害について

法律も条例の文言上も、制限する内容になっていない が、ただ、想定しているのは内縁関係を想定しているとい うことでありました。問題は解釈のことだ。同性パートナ 一の入居について制限しているのは文言ではなくて解釈上 の問題だと言うことだと思いますが、誰が、どういう権限 で、同姓パートナーの入居を阻害しているんですか、伺い ます。

4 憲法上の要請について

同性パートナーの入居について、条例上の文言の問題は 無く、公営住宅法からも、憲法第14条の法の下の平等の 観点からも、認めるべきではありませんか、伺います。

憲法についての答弁はありませんでしたけれども、道の 人権施策推進基本方針で方向性が出されるということであ りますから、これも建設部の問題にとどまらないというこ とでございますので知事に直接伺いたいと思いますので 委員長に取り計らいをお願いしまして質問を終わります。

〇住宅管理担当課長 太田 禎章

入居の取り扱いについてでありますが、北海道営住宅 条例に同性パートナー同士の入居に関する規定はござい ません。

○住宅管理担当課長 太田 禎章

条例上の取り扱いについてでありますが、1点目の 「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者」とは、判例では、「届出をしていないため 法律上の婚姻ということができないが、男女が協力して 夫婦としての生活を営むもの」とされている、いわゆる 内縁関係の方であり、道では、内縁関係が確認できる書 面の提出により、入居を認めているところでございま

す。 2点目の同居する者の性別につきましては、条例にお いて規定していないところでございます。

3点目の同居親族要件につきましては、公営住宅法で は規定されていないところでございます。

〇住宅管理担当課長 太田 禎章 入居資格についてでありますが、道では、事実上婚姻 関係と同様の事情にある者をいわゆる内縁関係の方とし て取り扱っており、内縁関係が確認できる書面の提出に より、入居を認めているところでございます。

同性パートナー同士を含むかどうかにつきましては、 道として統一した方針のもとで判断するものと考えているところでございます。

○住宅局長 細谷 俊人(住宅課)

道営住宅への入居についてでありますが、道営住宅に おいては、いわゆる内縁関係の方に対して、入居を認め ているところでございます。

建設部といたしましては、社会情勢の変化や国におけ る法整備の動向を注視するとともに、現在、見直しが行 われております「北海道人権施策推進基本方針」の中 で、性的マイノリティに関する施策の方向性が取りまと められることから、同性パートナー同士の入居の取り扱 いにつきまして、今後検討が必要になると考えていると ころでございます。